

第56期 滋賀地方最低賃金審議会

令和6年度 第2回 滋賀地方最低賃金審議会

開催日時	令和6年7月30日(火) 13時30分～14時40分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 4人 (定数5人) 労働者代表委員 4人 (定数5人) 使用者代表委員 4人 (定数5人) 事務局 5人
出席者	公益代表委員 木下康代 石井利江子 片山 聡 佐野洋史 労働者代表委員 相澤三千代 池内正博 大江彰宏 大西省三 使用者代表委員 川口剛史 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫 事務局 多和田労働局長 中井労働基準部長 足立賃金室長 平沢労働基準監督官 山下労働基準監督官
主要議題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係労働者の意見聴取について ・ 中央最低賃金審議会の目安答申の伝達について ・ 最低賃金に関する基礎調査結果等について ・ 今後の滋賀県最低賃金のあり方について
議事録	別紙のとおり

○足立賃金室長

それでは、定刻になりましたので、ただ今から、令和6年度 第2回滋賀地方最低賃金審議会を開催いたします。委員の皆様には本日は何かとお忙しい中、また、大変暑い中、ご出席いただきありがとうございます。

本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開としており、傍聴の申込みを受け付けておりましたところ、4名の傍聴申込みがあり、本日、4名の方が傍聴されていますことを報告します。

傍聴人の皆様には、お渡ししております「審議会傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきますようお願いいたします。

また、本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第7条に基づき、議事録をホームページに公開しますことを、お知らせします。

本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員4名、労働者代表委員4名、使用者代表委員3名の合計11名のご出席です。したがって、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。

公益代表委員の平井委員、労働者代表委員の榎並委員、使用者代表委員の水野委員におかれましては、所用により事前に欠席のご連絡をいただいております。また、楠亀委員におかれましては、事情により遅れるとのことでした。

それでは、以後の議事進行は、木下会長代理にお願いします。

会長代理よろしく申し上げます。

○木下会長代理

皆様、ご苦労さまで。本日は会長が所用により欠席のため、私が進行を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

初めに滋賀労働局長から挨拶がありますので、局長よろしく申し上げます。

○多和田局長

本日は、委員の皆様には、大変ご多用のところ、また厳しい暑さの中、第2回の最低賃金審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、既にご承知のとおり、今年度の地域別最低賃金改定を目安額につきましては、7月25日に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に答申されました。

その内容につきましては、後ほど中賃の藤村会長から、地賃委員の皆さまへメッセージ動画が届いておりますので、こちらをご視聴いただくこととしております。

残念ながら目安額は、公労使の意見の一致をみるには至らず、公益代表委員見解として示され、審議会で了承されたものでありますが、A・B・Cすべてのランクで、50円の引き上げとなっており、これは、最低賃金が時間額となった平成14年以降、昨年を超え過去最高の目安額となっております。

最低賃金は、骨太方針等における重要な政府目標となっており、昨今の物価上昇や春闘における賃上げ水準等の情勢と相まって社会的注目が、かつてないほどに高まっているところであります。

また、滋賀県におきましては、時間額1,000円を超えるかという大きな節目の審議となることが予想されるところであり、明日から開催されます第1回の専門部会を皮切りに、中央最低賃金審議会で示された目安額を参酌しつつ、滋賀県の地域性・経済動向等の実情を踏まえた滋賀県最低賃金の具体的な金額審議を尽くしていただき、是非とも、公労使委員の合意が得られた形での答申がいただけることを切に願っております。

事務局といたしましても、審議の円滑な運営に向け、最大限の努力をいたしますので、何卒、特段のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

今年は梅雨明け以降、滋賀県でも35度を超える猛暑日、熱帯夜が続いております。

また、新型コロナウイルス感染症も第11波かと言われ感染拡大が懸念されているところであります。

委員の皆さまにおかれましては、どうか体調管理に十分ご留意の上、合意に向けた真摯な審議を行っていただきますよう、重ねてお願いを申し上げ、私からのご挨拶といたします。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○木下会長代理

ありがとうございました。

それでは、議題1の関係労働者の意見聴取についてに入ります。

事務局から説明をお願いします。

○足立賃金室長

今年度の滋賀県最低賃金の改正審議に当たり、最低賃金法第25条第5項及び最低賃金法施行規則第11条第1項に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くこととされ、7月22日までに審議会に意見書を提出すべき旨を滋賀労働局一般公示第21号により公示した結果、令和6年7月22日に滋賀県労連・滋賀一般労組書記長 金森祐紀(かなもり ゆき)様、滋賀県自治体労働組合総連合 執行委員長 杉本 高(すぎもと たかし)様、コープしが労働組合執行委員長 山田 博也(やまだ ひろや)様、滋賀県医療労働組合連合会 執行委員長 浜田 美子(はまだ よしこ)様から意見書の提出があり、資料No.1としてお手元に配布しております。

○木下会長代理

それでは、意見書の提出のあった4団体のうち滋賀県医療労働組合連合会を除く3団体から、ご意見をお伺いします。

まず、滋賀県労連・滋賀一般労組の山元大造様、意見陳述席までお進みください。

陳述人は、氏名、所属、役職等を名乗られた上で、10分以内でご意見を述べてください。

よろしくをお願いします。

○山元陳述人

滋賀県労連事務局長の山元大造と申します。滋賀県労連・滋賀一般労組の金森の代読をいたします。

滋賀県最低賃金審議会への意見

私たち滋賀県労連・一般労組は「8時間働けば人間らしく暮らせる」社会・賃金の実現を求め、現在の貧困と格差が広がる社会を変えようと取り組んでいます。以下の通り意見を述べます。

最低賃金の引き上げは経済の好循環に現行の低い最低賃金は、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことすら困難にするだけでなく、労働者・国民の消費購買力を押しとどめることによって地方経済の疲弊をも招いています。

労働条件の改善、労働者の生活の安定をはじめ最賃法が目的とするいずれにも寄与しきれていないのが実態です。

京都地方労働組合総評議会（京都総評）が立命館大学経済学部の橋本貴彦教授との調査で「京都府内において最低賃金を1500円に引き上げることによって、京都府の企業や事業所などの生産は1655億円増加し、雇用は14884人増大する。雇用の増大に伴って増

える所得は422億円となり、京都市が得る所得税の税収は約19億円（京都府8億円）であることが、今回の試算で明らかになった」としています。

最低賃金1,500円の実現が労働者の生活改善はもとより、日本の地域の経済再生にとって有益であることが示されたと言えます。

最賃近傍で働く労働者の状況について

清掃関連の事業所で契約社員として働く私たちの組合の組合員は、正規職員と同じ時間数働き、無期転換されています。賃金は最賃近傍です。

昇給は企業の業績とは別で、最賃の上昇に合わされており、正規職員の今春闘での昇給幅には及ばず、差は広がりこそすれ縮まりません。正規職員と遜色ない働き方であるのに、月給も一時金も低く抑えられています。貯金もままなりません。

家電が故障した際、急ぎ必要なので、家電量販店でローンを組みようとしたら審査に通らず買えなかったといいます。必要最低限度の物で、高級品を買おうとしたわけではありません。繰り返しになりますが、このような事業所では非正規労働者の賃上げは、業績とは切り離され、ほぼ最賃の引き上げ幅だけと連動しています。

正規労働者はそうではありません。このようなところは少なくないと感じています。

急激な物価高騰のなか、最賃近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっています。

岸田首相は、「2030年代半ばまでに平均1500円」を政府目標に示しましたが、物価高騰を上回り、生活改善が実感できるよう、大幅に引き上げることは喫緊の課題となっています。

全国労働組合総連合（全労連）が全国27の都道府県で取り組んできた「最低生計費試算調査」によると、必要な生計費は時間額で1500円以上（月150時間）、直近の調査では1700円必要との結果が出ています。

また、現在の地域別最低賃金制では、最高額の東京と最低額の県との差は220円であり、地方から都市部へ人口流出し、地域経済が疲弊していく要因の1つです。

滋賀は通勤圏の兵庫、大阪、京都、三重よりも低く、加重平均よりも37円低くなっています。

私たちは、最低賃金の地域間格差を解消するために、全国一律最低賃金制であるべきだと考えます。

昨年答申の3点の要望は重要であると考えます。

審議会の意見に敬意を表するとともに、引き続きこれからも賃金引き上げに関する支援策の向上について声を上げていただくことをお願いします。

以上のことから、滋賀地方最低賃金審議会の皆さんが最低賃金近傍で働く労働者の姿を十分捉え、貧困と格差を解消する力となり、私たちの仲間の最低賃金試算調査が示す時間額1,500円以上へと早期の引き上げと、全国一律へ進むことが出来るように審議されることを心から期待します。

以上意見とします。

○木下会長代理

ありがとうございました。

委員の皆さん、ただ今のご意見について、何かご質問等ございますか。

〔特になし。〕

ありがとうございました。本日述べられたご意見は、審議の参考といたします。

それでは、陳述人は、傍聴席の方にお戻りください。

続いて、滋賀自治体労働組合総連合 執行委員長 杉本 高様、意見陳述席までお進みください。

陳述人は、氏名、所属、役職等を名乗られた上で、10 分以内でご意見を述べてください。よろしく申し上げます。

○杉本陳述人

滋賀自治体労働組合総連合、滋賀自治労連 執行委員長の杉本と申します。どうぞよろしく申し上げます。私どもから意見を述べさせていただきたいと思っております。

私たち滋賀自治労連は、県内の地方自治体のみならず地方独立行政法人、いわゆる外郭団体、指定管理者や業務受託事業者で働く労働者を組織する労働組合の連合体です。地方自治体では、小泉内閣の三位一体改革に端を発する地方財政の締め付けのあおりを受け、正規職員が削減される一方で、会計年度任用職員をはじめとする非正規職員の増加は著しく、県内の市町では約4割、多い自治体では半数以上が非正規職員で占められており、その方々の給料はというと基本的に高卒初任給を基準に決められているという形になっていて、一定年数で昇給するとい状況になっているという状態です。この人々々が学童保育や保育といったエッセンシャルワークの部分を担当しているということで、コロナの時にはこの方々の努力なくしては、家庭生活を維持できなかったという事態になっています。特に訪問介護の報酬の引き下げに伴い、非常に採算が困難になっているという状態です。ぜひこの部分も考慮してほしいと思っています。

併せて会計年度任用職員の報酬については、一昨年 2022 年に会計年度任用職員の給与決定については、地域の最低賃金は配慮すべきだということで、総務省が通知を出したということで、初めて最低賃金を下回る給与水準を是正するよう通知しました。県内の自治体、高卒初任給と最低賃金が逆転現象を起こしていましたが、昨年、高卒初任給が1万2千円程度人事院勧告で引き上げられたということで逆転現象は解消されていますけれども今回の国の目安どおりに改定されると初任給で言いますと17万余りになるということで、また、逆転現象が起きるという可能性があります。各地域手当の支給地域によってはその可能性があるということになっております。ただ地域手当も制度改正がされるということで、今後、人事院勧告を注目していくこととなりますが、その可能性があるということは指摘しておきます。

一方で、地方自治体の業務委託や指定管理、地方独立行政法人、外郭団体などの職場では、最低賃金制度が適用される多くの労働者が従事していますが、ほぼ最低賃金に張り付いた形で働いている方が多くいらっしゃる。2022年10月に滋賀県が実施した「滋賀県が締結する契約に関する事業者調査」の賃金実態調査結果によれば、回答のあった45人の清掃業務労働者のうち24人が時給950円未満となっており、過半数の労働者が最低賃金近傍で働いています。ダンピング受注とも相まって、労働者は、劣悪な賃金・労働条件に追いやられています。

政府は、今年の「骨太方針」の中で「2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指す」とした目標が示されましたが、より早く目標を達成していただきたいということと先ほど県労連の山元事務局長も申し上げましたが、全労連が試算しました中で時給1,500円、その当時でも必要だったということで、消費税率が8%でウクライナの侵攻前ということで、物価の上昇前の試算結果ですので、今であれば1,700円以上ないと、とても生活できないというのが実感だろうと思っています。

大幅な引き上げに向けてお願いしたいと思っています。

併せて、地域間格差の是正が必要だと思っています。

私どもの地方公務員の給与を算定するにあたって、職種別の民間企業実態調査を都道府県の人事委員会が実施しております。今年の結果は出ていませんが、昨年の結果で申し上げますと京都府で言うと370,256円、滋賀県については、376,545円ということで、京都より滋賀のほうが高いという結果が出ています。平均年齢が44歳と41歳ですので、数千円の差はあるかとは思いますが、こういう実態も着目いただいて、少なくとも隣接する京都府と滋賀県の間で四十数円の格差があるということには、しっかりと是正をお願いしたいということで、適正なご審議、そして大幅な引き上げの結論を出していただくことをお願いして私からの意見陳述としたいと思います。よろしく申し上げます。

○木下会長代理

ありがとうございました。

委員の皆さん、ただ今のご意見について、何かご質問等ございますか。

[特になし。]

ありがとうございました。本日述べられたご意見は、審議の参考といたします。

それでは、陳述人は、傍聴席の方にお戻りください。

続いて、コープしが労働組合 執行委員長 山田 博也様、意見陳述席までお進みください。

陳述人は、氏名、所属、役職等を名乗られた上で、10分以内でご意見を述べてください。よろしく申し上げます。

○山田陳述人

みなさんこんにちは。私、コープしが労働組合で執行委員長をさせていただきます山田と申します。

私たちは、生活協同組合コープしがと生協関連職場で働くなかまを組織しており、その6割を超えるなかまが非正規雇用労働者となっています。運動方針の柱として、生協や関連企業で働くすべての労働者の組織化と均等待遇の実現、どこでもだれでも8時間働いたら「ふつう」に暮らせる社会をめざし、全国一律最低賃金制と最低賃金 1,500円以上の実現を求めています。

昨年の最低賃金改定では、全国加重平均で1,004円約4.5%43円引き上げの答申が示され、滋賀地方最低賃金審議会での議論の結果、40円の引き上げが行われました。昨年10月からの施行で、最低賃金の近くで働く労働者を中心に賃金が改善されつつあり、仲間からは歓迎する声があがっています。しかし、改定後の最低賃金の最高額は、東京の1,113円と滋賀県の967円との差は146円もの開きがあります。全労連が取り組む「最低生計費試算調査結果」によると、全国どこでも時間額1,500円以上必要との調査結果が出ており、地域間の格差を容認する事はできません。「全国どこでも同じ」水準は、地域別最低賃金制度・目安制度の抜本的な改善に関わるものであり、目安制度そのものの廃止を求めるものです。

生計費原則に基づき、最低賃金を早急に1,500円以上に引き上げるための計画を策定し、賃金が増えれば、一部は消費に回り企業収益にもつながり、地域経済の好循環にもつながります。また、最低賃金の引き上げに際しては、中小企業支援策の強化が求められます。

帝国データバンクが公表した、2024年の値上げ幅は、円安の影響もあり予定されている分を含め、累計で1万86品目となりました。3年連続の1万品目超えです。また、7月の値上げは、411品目です。円安の進行で原材料価格などが押し上げられ、コストプッシュ型の値上げが勢いを増すと分析しています。1ドル=160円前後の円安が長期化すれば、今秋にかけて、大規模な値上げラッシュが、発生するとみえています。

審議会での審議では、家計を圧迫している物価高騰から暮らしを守ることを最重点課題と位置づけて、最低賃金の大幅な引き上げと地域間格差の是正を視野に議論いただくよう求めるものです。

以上です。

○木下会長代理

ありがとうございました。

委員の皆さん、ただ今のご意見について、何かご質問等ございますか。

[特になし。]

ありがとうございました。本日述べられたご意見は、審議の参考といたします。

それでは、陳述人は、傍聴席の方にお戻りください。

関係者からの意見聴取は以上です。

その他に本日まで当審議会に、滋賀弁護士会会長から「最低賃金額の大幅な引上げと中小企業への実効的な支援等を求める会長声明」の送付、滋賀県労働組合総連合議長から「最賃審議会にかかわる申し入れ」と題する文書の提出がありましたので、事務局から説明をお願いします。

○足立賃金室長

「弁護士会長声明」及び滋賀県労働組合総連合からの「最賃審議会にかかわる申し入れ」については、会場入口横のテーブルに置いてあります。

後ほど参考としてご覧ください。

○木下会長代理

提出のあった意見書は以上です。

提出のあった意見書は、審議の参考といたします。

それでは、次の議題（２）「中央最低賃金審議会の目安答申の伝達について」です。

事務局から説明をお願いします。

○足立賃金室長

はい。7月25日、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に行われました本年度の地域別最低賃金額改定の目安の答申について、伝達させていただきます。資料No.2、9ページになります。

これにつきましては、例年、事務局の方から伝達・説明をさせていただいておりますが、今年度は昨年を引き続き、中央最低賃金審議会の藤村会長より、地方最低賃金審議会委員のみなさまへメッセージが届いておりますので、動画をご視聴いただくことで、伝達・説明とさせていただきます。

○動画視聴（藤村中賃会長）

皆さん、こんにちは。中央最低賃金審議会の藤村です。

今日は今年度の目安審議について、皆さんにその真意がより伝わるようにということで、こういう形でビデオメッセージをお届けすることになりました。

これは令和5年4月6日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」の中で、目安の位置付けの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるようにということで考えられた方法でございます。

これを受け、目安の位置付けの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和6年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からこういう形でお話することになりました。この取り組みは昨年を引き続き2回目になります。

視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考とするのか、また、今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたい。

それでは最低賃金の位置付け、考慮要素について、まずはお話しします。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものである。通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げます。

まず、最低賃金は法定の3要素である、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法律で決められております。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すことになっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際に求められております。近年の配意内容は、中長期の金額目標と地域間格差是正でございます。

さて、次に目安の位置付けについて、申し上げます。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和6年度目安小委員会報告に記載しているとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて申しあげておきたいと思っております。

従って、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることも十分にありうると理解をしております。

地方最低賃金審議会におかれては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思っております。

では、次に令和6年度目安のポイントについて、お話しておきたいと思っております。

今年の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねました。3要素のうち何を重視するかは、年によって異なります。今年は、昨年に引き続き、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持する観点から生計費を重視したいと考えました。なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使共通の認識でございました。

では、3要素のそれぞれの評価のポイントについて、お話をしておきたいと思っております。

まず「労働者の生計費」についてです。消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」が、昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から令和6年6月までの期

間でみた場合、平均 3.2%で、前年に引き続き高い水準となっていました。消費者物価については、基本的に「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきという共通認識はありますが、今年度においては、それに加えて、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる中、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む「頻繁に購入」する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年引き続き高い水準となっていることを勘案いたしました。頻繁に購入する品目は、年に15回以上の購入頻度があるものであると、総務省統計局で定めております。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続であるが、消費者物価を特に重視することが適当と考えました。

次に、「賃金」については、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの実施が確認できました。具体的には、連合及び経団連が公表した賃上げ率は、33年ぶりの高い水準となっております。また、30人未満企業を対象とした賃金改定状況調査の第4表①②のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年度の2.1%を上回る2.3%という結果になっておりました。

最後に、「通常の事業の賃金支払能力」については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解されております。これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の実態のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

売上高経常利益率が四半期ごとの数字で令和5年は6～9%程度で推移しております。また、令和6年の第1四半期は7.1%となっております。従業員一人当たり付加価値額などの他の指標も高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にあるということを確認いたしました。

一方、大企業と中小企業の間で売上高経常利益率の差が広がっていることや価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在する状況について資料を充実させて確認いたしました。企業規模や価格転嫁の有無で二極化の傾向があることにも留意をしております。

こうした3要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視した目安の議論になりました。具体的には、令和5年10月から令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて、今年度は、特に、生活必需品を含む支出項目に限ってみた場合の上昇率、平均5.4%これを勘案する必要があるものと考えたところです。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること、ありは最低賃金法の目的にも留意をいたしまして、今年度は5.0%、50円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要と考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっております。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移しています。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であるということがデータで示されています。

一方で、各ランクの目安額については、令和5年全員協議会報告に記載のとおり、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るが、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要があると考えました。

これらのことを考慮すれば、Aランク 50円・4.6%、Bランク 50円・5.2%、Cランク 50円・5.6%とすることが適当であると考えた次第です。

繰り返しとなりますが、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいと思っております。

この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小することになります。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要があると考えております。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のもも含まれているので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考としていただきたいと思います。

また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は、過去最高の引上げ額になっており、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとお考えになられる方もおられるだろうと認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員としても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行うよう、業務改善助成金に加えて、キャリアアップ助成金など厚生労働省の助成金についての賃上げ加算等の要望や、中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、「年収の壁」を意識せず働くことができるように被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を例年以上に盛り込んだところでございます。

なお、都市部以外の地域においては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもでございます。従業員の処遇改善と同時に企業の持続的発展との両立を図ることについての配慮が必要であることを政府に対す

る要望のところに記載をしております。

次に発効日についてであります。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見があることは承知しております。

令和5年全員協議会報告において、「発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当」とされております。この趣旨を踏まえて、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

最後に以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を行ったところである。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果について引き続き注目していきたいと思っております。

以上です。どうぞ、今年度もよろしくお願ひいたします。

○木下会長代理

ただ今のメッセージ等について、何かご意見、ご質問はありませんか。

[意見、質問なし。]

では、次に、議題(3)「最低賃金に関する基礎調査の結果等について」です。

事務局から説明をお願いします。

○山下監督官

それでは、別冊資料2となっております「令和6年 最低賃金に関する基礎調査結果」について説明させていただきます。

この調査は、地方最低賃金審議会における最低賃金改正の審議資料に資するため、産業、事業所規模、就業形態、性別、年齢階級別に労働者の賃金分布を把握することによって、特に低賃金労働者の実態を明らかにすることを目的として実施しているものでございます。

令和6年6月分の賃金について回答を得たデータを母集団労働者数に復元して集計したものとっております。

総括表(1)については、事業所規模別、年齢別に、総括表(2)については性別、年齢別に現行の最低賃金額から10円を差し引いた957円から2,000円までの間における賃金階級ごとの労働者数を表しております。

賃金階級は1,067円までは1円刻み、1,200円までは10円刻み、以降は100円刻みとなっております。

合計欄の上段が累積労働者数、下段が累積構成比となっております。

資料2ページの全労働者の966円の累積構成比を見ていただきますと、1.5となっております。この数字が現行最低賃金の未満率となります。

7ページを見ていただきますと、第1・20分位数は970円、第1・10分位数は980円、第1・4分位数は1,021円、中位数は1,246円となっております。

14ページからが最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表となっております。

資料は、1ページからが「一般労働者・パート計」、19ページからが「一般労働者」、33ページからが「パート」となっております。

○平沢監督官

次に、別冊資料1となっております、「令和6年度 中央最低賃金審議会配布資料」について説明させていただきます。

第68回中央最低賃金審議会および目安に関する小委員会の第1回から第5回までの資料となっております。

第68回中央最低賃金審議会は目安の諮問となっております。

第1回目安に関する小委員会の資料としましては、右下のページ29ページからとなります。主要統計資料として、全国統計資料編、都道府県統計資料編、業務統計資料編の3部構成となっており、35ページからが全国統計資料編、68ページからが都道府県資料編、84ページからが業務統計資料編となっており、93ページからが新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版の関係部分抜粋となっており、105ページからは経済財政運営と改革の基本方針2024の関係部分抜粋となっており、111ページからは足下の経済状況等に関する補足資料となっており、173ページからは最低賃金に関する調査研究となっております。

第2回目安に関する小委員会の資料としましては、189ページからとなります。191ページからが令和6年賃金改定状況調査結果となっており、第4表は196ページからとなっております。203ページからが生活保護と最低賃金に係る資料となっております。207ページからが地域別最低賃金額、未満率及び影響率に係る資料、211ページからが賃金分布に関

する資料、251 ページからが最新の経済指標の動向に関する資料、301 ページからが委員からの追加要望資料、331 ページからが第1回の資料の更新部分となっております。363 ページからは委員の提出資料となっております。

第3回の目安に関する小委員会の資料としては、413 ページからとなります。当初資料の更新部分となっております。

第4回の目安に関する小委員会の資料としては、423 ページからとなります。425 ページからが委員からの追加要望資料、429 ページからが当初資料の更新部分となっております。

第5回の目安に関する小委員会の資料としては、441 ページからとなります。443 ページからが委員からの追加要望資料、445 ページからが当初資料の更新部分となっております。

今後の審議において参考にしていただければと思います。

引き続き当局の資料について説明をさせていただきます。

資料No.1 と 2 につきましては、既に説明しておりますので省かせていただきます。

39 ページ、資料No.3 は「滋賀県景況調査結果報告書 令和6年度第1四半期」となっております。

こちらは、滋賀県が県内の景気動向を把握するために四半期ごとに実施している調査であり、最新の調査結果報告となっております。

結果の概要が42 ページにありますが、今期の県内企業の景況は、業況DIはマイナス幅が拡大したものの、来期については、マイナス幅が縮小する見通しとされています。

賃金の引き上げについては、87 ページの追加設問4にあります。

99 ページ、資料No.4 は「消費者物価指数（令和6年6月分）」です。こちらは先日の第1回審議会でお配りしたものの最新版となっており、総合指数の前月比は上昇し、前年同月比は32か月連続で上昇しています。

111 ページ、資料No.5 は「滋賀県鉱工業指数（令和6年5月速報）」です。こちらは先日の第1回審議会でお配りしたものの最新版となっており、生産及び出荷指数は3か月ぶりの低下、在庫指数は2か月ぶりの低下となっております。

125 ページ、資料No.6 は、「賃金動向 毎月勤労統計調査 賃金指数 滋賀と全国の比較」でございます。

こちらの資料は、毎月勤労統計調査に基づく、きまって支給する給与の賃金指数の動向となっております。

127 ページ、資料No.7 は「最低賃金額と生活保護費の比較」となっており、第2回目安小委員会で配布されているものはグラフで表示されていますが、表形式のものとなっております。全国で最低賃金額が生活保護費を上回っております。

129 ページ、資料No.8 は「滋賀県最低賃金改正状況一覧」となっており、平成20年度以降の最低賃金額等を示しております。

131 ページ、資料No.9 は今春闘の「各集計機関別集計状況」となっており、第1回審議会でお示したものの最新版となっております。

説明は以上でございます。

○木下会長代理

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はありますか。

○西田委員

1点質問ですが、先ほど中央の目安伝達の中の消費者物価指数で、年間15回以上の頻度で購入する生活必需品の昨年10月から今年6月までの消費者物価指数5.4%という数字が出ていたと思いますが、これの滋賀バージョンはありますか。

○足立賃金室長

当局作成の資料の中に県庁所在地の消費者物価指数のデータがありますが、ただし、中賃資料にありました「頻繁に購入する品目」、これだけを抽出した大津版、地方版はありません。

○西田委員

わかりました。あれば参考にさせていただきたいと思われましたので。

○木下会長代理

ほかに質問はありませんか。

[質問なし。]

では、続いて、次の議題(4)「今後の滋賀県最低賃金のあり方について」です。

今年度の滋賀県の最低賃金がいかにあるべきかについて、あらかじめ労使から忌憚のない意見を表明していただくことは、今後の金額審議を円滑に進める上で必要なことと考えられますので、令和6年度の滋賀県最低賃金のあり方について、労使双方からご意見をお伺いしたいと思います。

まず、労働者側からよろしく申し上げます。

○相澤委員

まずは、わたくしから、労働側の全体的な考え方を述べさせていただきます。

今年の春闘は、デフレマインドを払拭し、我が国の経済社会のステージ転換をはかる正念場であると認識をもって取り組んで参りました。

多くの労使で問題意識を共有できたことが、33年ぶりの5%台の賃上げ結果に結びついたと考えております。7月の連合本部の取りまとめでは、5.1%となりました。

しかし労働組合のない職場で働く労働者も多く、最低賃金の大幅な引き上げを通じ、今年の歴史的な賃上げの流れを社会全体に波及させていくことが必要だと考えております。加えて、最低賃金法第一条にある法の目的を踏まえて議論を尽くしたいと思っております。

また、地方における労働需給がひっ迫している状況や、現行の各地域の最低賃金で採用するのは困難であり、最低賃金の引き上げは妥当であると言えます。

特に直近の情勢から、中小企業での初任給引き上げも多くされており、こうした現状に鑑みれば大企業と比較して中小企業経営は、人に頼る部分が大きく、「人への投資」がまさに生き残りをかけて人材確保に向けた一つの要素であると捉えております。

一方で、地域間格差は、滋賀県から京都など都市部へ労働力を流出させ、中小・零細企業の事業継続や発展の厳しさに拍車をかける一因となっていると思っております。

最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げなければなりません。

現在の最低賃金は絶対額として最低生計費をまかなえていない状況であり、昨年の改定以降の消費者物価指数は、3%前後の高水準で推移しており、とりわけ最低賃金近傍の労働者の暮らしは極めて苦しいと捉えています。

経済の好循環を進めていく上で、とりわけGDPの6割が個人消費と言われており、個人消費の拡大に大きく寄与し、企業や社会機能を支えるために使命感を持って懸命に働いているすべての労働者にとって、その努力に報いるためにも最低賃金の確実な引き上げを行うと共に、地域間格差の是正も大きな課題です。

労働側としては、今回の中賃の目安は各ランク50円となり、全国で目安通りの引上げだと全国加重平均1,054円と言われており、現行滋賀県の最低賃金との差は87円となります。これまでのご意見も踏まえた上で真摯に審議に臨んでいきたいと考えます。

○木下会長代理

ありがとうございました。

次に、使用者側いかがでしょうか。

○西田委員

本日の意見陳述については真摯に受け止め審議の参考にしたいと思います。

それでは、使用者側の考え方を申し上げます。

昨年度の最低賃金は、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改定版」等

において、「全国加重平均1,000円を達成することを含めて、最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う」とされている事を踏まえ、近年にない物価上昇による生計費への影響等を勘案した公益見解（Bランク目安40円）を参考に審議し、滋賀県においても40円引上げの「967円」4.31%の大幅引き上げとなりました。

その結果、影響率は21.9%と一昨年の18.73%からさらに約3%増加し過去最高です。中小企業に与える影響が増大しています。最低賃金が負担になっていると感じている中小企業とりわけ小規模事業者が相当程度あり、今年度の最低賃金引き上げが更なる影響を与える事は否めない状況です。

地域別最低賃金は、最低賃金法を根拠として、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される罰則付きの法律です。各企業の経営判断による賃上げとは意味合いが異なります。使用者側としても成長と分配の好循環実現に向けての賃上げは必要と認識しておりますが、中小企業が置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠と考えています。

今年度の目安がBランク50円と伝達されました。使用者側としても、データに基づき、滋賀県の足元の物価上昇、春季労使交渉結果、「賃金改定状況調査（第4表）」を踏まえ議論をしていく考えです。

最低賃金の決定に当たっては、最低賃金法で定めた①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払い能力の3要素を考慮することが基本です。こうした基本的な認識に立ち、今年度の審議に置きましても決定の3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果（第4表）」の賃金上昇率の結果を最も重視する基本的な考え方には変わりはありません。その上で、エネルギーや原材料費の高騰と言った企業物価の動向、価格転換の進捗状況など、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえながら事業の継続と従業員の雇用維持の観点から慎重に審議に臨む考えです。以上です。

○木下会長代理

ありがとうございました。

最後に議題（5）「その他」についてです。事務局、何かありますか。

○足立賃金室長

はい。連絡事項が2点ございます。

1点目は、今後の日程について、ご案内いたします。

明日、7月31日午前9時30分から開催します第1回専門部会から金額審議を進めていただき、8月1日午前9時30分からは第2回、8月2日午前9時30分からは第3回、8月5日午後に第3回本審と続くことになっています。

2点目は、マスコミ取材についてです。

滋賀地方最低賃金の答申における、マスコミ取材についてですが、今年度においても、広く県民に最低賃金への関心をもっていただくため、第3回本審において、会長から局長への

答申場面の撮影など、テレビ等の取材を依頼しております。取材があるか確定はしておりませんが、取材がありましたら、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

以上です。

○木下会長代理

皆様、よろしいでしょうか。日程の確保については、よろしくお願い致します。

他に、何かありますか。

〔特になし〕

ないようでしたら、これをもちまして第2回滋賀地方最低賃金審議会を終了とします。

なお、先ほどの事務局の説明のとおり、明日7月31日、午前9時30分から、この場所6階共用会議室において、第1回の専門部会を開催します。専門部会の委員の皆様は、ご出席方、よろしくお願い致します。

皆様、お疲れ様でした。